

ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。但し、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。						
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日から120日間。						
補償対象	カード会員が日本国内及び海外でカードを利用して購入された物品。						
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。						
補償限度額およびご注意事項	<table border="1"> <tr> <th>補償限度額</th> <th>1事故上限額</th> <th>年間上限額</th> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>300万円</td> <td>300万円</td> </tr> </table> <p>●自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額(修理の場合も含む)は対象外となります。 ●保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ●代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乘じた金額が限度となります。</p>	補償限度額	1事故上限額	年間上限額	300万円	300万円	300万円
補償限度額	1事故上限額	年間上限額					
300万円	300万円	300万円					
補償の対象とならない主な場合	<p>①紛失・置き忘れによる損害 ②物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 ③電気的な事故や機械的な事故による損害 ④使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑤カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑥水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑦戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑧核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑨物品の誤った使用によって生じた損害 ⑩物品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑪汚損、かぎ損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</p>						
補償の対象とならない物品	<p>①商品券、航空券、乗車券など ②宅配便など(通販などの輸送中の商品) ③現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④預金証書または貯金通帳(通帳及び現金支払機用カードを含みます。) ⑤食料品・飲料(酒類を含みます。) ⑥船舶(ヨットモーターボート及びボートを含みます。)、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの附属品 ⑦義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧動物あるいは植物(剥製・ドライワードを含みます。) ⑨稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩職業上の商品として購入したもの</p>						
保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。						
代位	<p>①損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、及び会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ②会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全及び行使並びにそのためのため損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。</p>						
損害保険防止の義務	会員は事故が生じたときの損害発生の防止及び軽減につとめなければなりません。						
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。						

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡下さい。

ショッピング安心保険ホットライン
0120-279-109 018-803-7631
24時間受付／年中無休

2017年9月作成

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

海外旅行傷害保険

保険金請求書類	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類	支する書類	示す書類	損害額を証明する書類	除籍	委任状、戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
保険金種類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
治療費用保険金(傷害・疾病)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
携行品損害保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
死亡保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後遺障害保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
救援者費用等保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
賠償責任保険金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
対人	○	○	○	○	○	○	○	○	○
対物	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国内旅行傷害保険

死亡保険金(傷害)	○	○	○	○	○	○	○
後遺障害保険金	○	○	○	○	○	○	○
入院・通院保険金	○	○	○	○	○	○	○

(注)1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類

2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。(事故発生日から90日以内にご提出ください。)

クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書	○	—
修理代金請求書	—	—
修理代金領収書	—	○
全損証明書	—	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届(盗難の場合のみ)	○	—
その他関係書類	○	○

(注)○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)

セゾン自動車火災保険株式会社

共同保険契約に関するご説明
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。
各引受保険会社は、連帯することなく單独別個に保険契約上の責任を負います。

(14A3-3000-1708)(2017.8)

MONEYKit《セゾン》 アメリカン・エキスプレス・カード

海外・国内旅行傷害保険

ショッピング安心保険

のご案内

(補償規定)

ACCIDENT INSURANCE

■海外・国内旅行傷害保険

2017年10月1日以降に出発されるご旅行から適用となります。

■ショッピング安心保険

2017年10月1日以降にカードで購入した物品から適用となります。

SAISON
CARD
INTERNATIONAL
クレディセゾン

旅先で“もしも”的に、お客様は、もちろんご家族もしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険

お客様とご家族の、ご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険



国内旅行傷害保険



支払限度額

保険の種類	担保内容	会員	家族※1
海外旅行傷害保険	傷亡・後遺障害 治療費用 賠償責任 携行品損害※2 救援者費用 寄託手荷物運送費用 乗継運送費用 出発運送費用	5,000万円 300万円 3,000万円 30万円 200万円 10万円 3万円 3万円	1,000万円 300万円 300万円 3,000万円 30万円 200万円 10万円 3万円
国内旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害 入院日額 通院日額	5,000万円 5,000円 3,000円	1,000万円 5,000円 3,000円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、会員の配偶者、会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、別居の未婚の子様です。

※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

保険をお支払いできない主な場合

- 海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害・傷害治療費用
■国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害・入院・通院・手術
- 故意：●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酔酒運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●医学的他覚所見の無いむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビングなどの危険スポーツ中の事故 ●海外旅行傷害保険について土木建設工事などの危険な業務に従事中の事故 ●戦争・侵略行為、反乱、暴動など
- 海外旅行傷害保険の疾病治療費用・救援者費用
- 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●妊娠、出産、流産およびこれらに基づく病気 ●歯科疾患 ●既往症など
- 海外旅行傷害保険の賠償責任
- 職務執行に直接起因する損害事故 ●親族に対する損害事故 ●受託物に対する損害事故 ●自動車などの事故による損害事故 ●心神喪失に起因する事故または故意の事故など
- 海外旅行傷害保険の携行品損害
- 携行品の瑕疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●借りたり、預かっている携行品の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●パスポートの紛失など

海外旅行傷害保険のあらまし(保険責任期間:最高90日)

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	<p>被保険者が(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。</p> <p>(注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いします。支払保険金の総額は死亡保険金をもって限度とします。</p>
	治療費用	<p>被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。</p> <p>300万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現に支出した次の費用をお支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合は、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ベスト、天然痘、発疹チフス、マッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッササイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介型脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レブスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。 <p>(注)社会保険等の公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。</p>
疾病治療費用	③	<p>③責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合は、責任期間中に原因が発生したものに限ります。</p> <p>④責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ベスト、天然痘、発疹チフス、マッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッササイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介型脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レブスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。</p>
	⑤	<p>⑤入院のために必要となった旅行行程に復帰するための直接受けたるための交通費および宿泊費</p> <p>⑥入院のために必要となった国際通話料、身の回り品購入費用(5万円限度)等</p> <p>(1事故について20万円限度)</p> <p>(注)社会保険等の公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。</p>
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	3,000万円を限度としてお支払いします。 (注)賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。
	携行品損害	<p>被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンタクトレンズ、各種書類および別送品を除きます)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。</p> <p>(注)修理費および再調達に要する費用については、その被災にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>
救援者費用等	被保険者が責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます)されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気により死亡されたとき。 ⑤病気により死亡されたとき。	<p>200万円を限度として次の費用をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救援者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救援者3名かつ1名では14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救援者の渡航費用および現地での諸雑費(20万円限度) <p>(注)救援者は捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいいます。</p>
	航空機遅延費用等	<p>航空便を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着便の遅延によって搭乗する予定だった航空便に搭乗することができます、到着便の実際の搭乗時刻から4時間以内に代替便に搭乗することができなかった場合。</p> <p>(注)募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。</p> <p>(注)募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含まれません。)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。</p> <p>(注)公共交通機関とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行なう機関によつて運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く)</p> <p>(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払します。</p> <p>(注)これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。</p>

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
航空機遅延費用等	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	<p>搭乗する予定だった航空便について、出発予定期刻から4時間以上の出発遅延や航空便の欠航などで通信費の実費を3万円限度としてお支払いします。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。</p> <p>②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をお支払いします。</p> <p>※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。</p>
寄託手荷物遅延	航空便が目的地に到着してから6時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかっただために、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。	<p>1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等必要な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、化粧品等の生活必需品の購入費用、貸与費用。

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が補償されます。

(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。

(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。

(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	<p>下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。</p> <p>①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通機関に搭乗中に傷害を被った場合。</p> <p>※航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通機具搭乗も含みます。</p> <p>②被保険者が日本国内を旅行中、旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に宿泊施設の火災・爆発により傷害を被った場合。</p> <p>③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。</p>	<p>死亡された場合……………死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>後遺障害が生じた場合………後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。</p>
入院・手術・通院	<p>(入院保険金) 上記①から③の傷害により事故発生から8日間以上入院した場合。(事故日から180日以内の入院が対象) (手術保険金) 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行なった場合。(事故日から180日までの手術が対象)</p> <p>(通院保険金) 上記①から③の傷害事故発生から8日間以上通院した場合。(事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)ただし、平常の業務、日常生活に支障の無い程度に治った以降については保険金をお支払しません。</p>	<p>入院の場合…5,000円(日額) 通院の場合…3,000円(日額) 手術の場合…5,000円×(手術の種類により) 50倍~40倍</p>

(注)募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

(注)募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含まれません。)を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。

(注)公共交通機関とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行なう機関によつて運行される航空機、電車、船舶等をいいます。(時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く)

(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払します。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
MONEYKITセゾンアメリカン・エキスプレス・カード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先(国内旅行傷害保険の補償対象事故モード下記になります)
損保ジャパン日本興亜事故受付デスク(24時間受付、年中無休)

0120-553-935 018-888-8430

海外ホットライン・お問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地	電話番号	オフィス
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から アメリカ本土から アラスカ本土から (1)949-437-9632	ロサンゼルス オフィス
中国	中国(香港・マカオを除く) 中国無料電話がご利用にならない場合 中国国内から 中国国外から (86)21-6841-2029	上海オフィス
アジア	香港・マカオ 台湾 韓国 シンガポール タイ 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から (65)6738-3959	香港オフィス シンガポール オフィス
オセアニア	オーストラリア 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から オーストラリア国内から (02)8218-5097	シドニー オフィス
欧州・アフリカ 中近東・ロシア	イギリス フランス イタリア ドイツ 無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から (44)20-8080-0250	ロンドン オフィス
各オフィスに連絡が取れない場合	海外から 日本国内から (81)18-888-9299 0120-553-935(無料電話) 018-888-8430	日本オフィス
※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。		
電話ご利用上の注意点	※上記は、2017年8月現在となっており、今後変更することがあります。 ●()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。	
	●無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用になれない場合があります。その場合は「無料電話ご利用になれない場合や上記以外の国・地域から」記載の電話番号へコレクトコールでおかけいたく、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。	
	●「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。	
	●無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金はお客様が負担となります。	
	●地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。	
	●宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客様が負担となります。	
	●各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター(上記)」「海外ホットライン日本オフィス(上記)」または、他のセンター・オフィスへお問い合わせください。	
	●お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承願います。	
	●各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

※夜間・週末等で、MONEYKITセゾンアメリカン・エキスプレス・カードの会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲(日本語の通じる病院の紹介など)でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。